公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第９７０号
さいたま市浦和区常盤９丁目16番７－１号、旧住所さいたま市浦和区常盤９丁目16番７－1001号
債務者　川口　一仁
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉原　早苗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３３３号
埼玉県蕨市南町３丁目24番14号　サンライズビル701号
債務者　金子　　覚
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　佳純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２０５１号
名古屋市中村区高道町４丁目１番12号　マンション大輝３Ｄ号
債務者　カラオケ・ピエロこと　伊藤よし子
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　光宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３４１号
福岡県遠賀郡水巻町立屋敷２丁目16番11号
債務者　鶴田　敏和
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊塚　允耶
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１３００号
京都市右京区嵯峨野開町８番地　帷子ノ辻マンション4001号
債務者　栂尾　貢司
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　祐紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２３８７号
札幌市豊平区平岸６条17丁目１番１―707号
債務者　高井　洋之
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　雄則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２９３号
埼玉県戸田市中町２丁目22番13―204号大和田ハイツ
債務者　浅沼壽四郎
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　泰雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２５４号
長野県松本市大字寿豊丘1520番地１
債務者　古田　千秋
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長瀬　孝浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月13日午後４時
5　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１２２号
長野県松本市大字島立669番地５
債務者　山村　　薫
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉澤　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１６３号
佐賀県武雄市西川登町大字神六23351番地、前住所佐賀県武雄市橘町大字大日1664番地
債務者　松尾　利徳
1　決定年月日時　平成27年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　　中
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第２３８２号
札幌市豊平区月寒東４条７丁目５番５号　マイコール札幌103号
債務者　高橋　寿夫
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今野佑一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１号
長野県小県郡青木村大字村松424番地４
債務者　加藤　裕一
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月15日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１６６号
佐賀県武雄市朝日町大字甘久468番地17
債務者　武藤雄二郎
1　決定年月日時　平成27年１月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人桑原法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１６２２号
札幌市東区北６条東８丁目１番２―1108号
債務者　上羽　純子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　實重　洋祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３４号
佐賀県小城市牛津町上砥川177番地７　サンコーポラス牛津１棟205号、申立時の住所佐賀県多久市東多久町大字納所6392番地９
債務者　中野　恵子
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　優理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月16日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０３４号
神奈川県鎌倉市梶原317番地
債務者　河上毅こと　河　　重煥
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　正男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月20日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部